

令和4年第6回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月11日（水） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 17名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 3名

6番 秋谷 諭

11番 佐藤 敬道

16番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第33号 農用地利用配分計画案に係る意見について
報告第11号 農用地利用配分計画の認可について
報告第12号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸	武二
次長	西村	実洋
農地係長	斎藤	和広
農政係長	工藤	知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村	正紀
-----	----	----

農業委員会市浦支所

支所長	小寺	昭直
-----	----	----

農林政策課

主任	山田	竜太郎
----	----	-----

(開会時刻 午前10時)

司 会 それでは、ただ今から令和4年第6回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長
をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につ
きまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の
出席委員数は17名であり、定足数に達しており、会議
が成立いたしました。

まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を
行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご
異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていた
だきます。

議事録署名者には、13番 小笠原進委員、14番
相馬孝雄委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地
係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年4月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、奈良正推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業6件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年4月21日午後1時30分から、小山内職務代理者、鳴海推進委員で金木地区の5条転用1件。

令和4年5月2日午前9時30分から、三浦推進委員、佐藤伸一推進委員で市浦地区の5条転用1件。

令和4年5月6日午前9時30分から、工藤委員、岩渕推進委員で五所川原地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転1件です。

2 ページをご覧ください。

- 1 番 大字川山字森内ほか、田 4 筆、合計 10, 271 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 3,000,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字川山字森内ほか、田 4 筆、合計 6, 361 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,900,000 円の有償移転です。
- 3 番 金木町喜良市坂本、田 1 筆、5, 787 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 289,350 円の有償移転です。
- 4 番 金木町喜良市坂本、畑 2 筆、合計 11, 477 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 800,000 円の有償移転です。
- 5 番 金木町浮洲、田 2 筆、合計 3, 249 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 974,700 円の有償移転です。
- 6 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 2 筆、合計 5, 725 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,717,500 円の有償移転です。
- 7 番 大字羽野木沢字実吉、畑 1 筆、1, 081 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字持子沢字隠川、畑 2 筆、合計 3, 121 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 255,000 円の有償移転です。

9 番 金木町蒔田酒井、田 1 筆、189 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 75,600 円の有償移転です。

10 番 大字毘沙門字下熊石、田 7 筆、合計 14,175 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 700,000 円の有償移転です。

11 番 大字小曲字豊成、田 1 筆、44 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 30 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 30 号について原案
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 30 号について原案
のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

7ページをご覧ください。

議案第31号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、貸借権設定1件、所有権移転2件です。

8ページをご覧ください。

1番 金木町嘉瀬端山崎、畑1筆、420㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は車庫の建築です。

申請地は、津軽鉄道嘉瀬駅から南東へ約300mに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地で、規模が10ha未満であるため第3種農地と判断されます。譲受人は、現在、屋外駐車をしている車2台が縦列駐車のため通勤の際に入れ替え作業が不便なことから、近くに車庫を建築するための土地を探したところ譲渡人が所有している土地を譲り受け自宅から28mの近接であり、県道に面しているため最適と考え今回の申請に至りました。車庫及び薪置場を併設し周りには敷砂利を敷き土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2番 十三土佐、田4筆、5,872㎡の内1,936㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は風況観測の期間延長です。

申請地は、市浦総合支所から南東へ約 4.2 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が 10ha 以上であるため第 1 種農地と判断されます。申請人は西津軽地域における洋上風力発電を計画し、可能性調査に必要な風データを取得するため、計画地域に面した海岸線沿いの場所で、1 年前に一時転用許可を受けたが、電波障害等で調査が不十分なため再度、今回の申請に至りました。土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、風況観測塔は細長い線状の工作物であり、給排水設備は無く、日照、通風の影響はほとんどありません。資力、信用についても問題なく、営農に悪影響がないものと判断し、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 大字湊字船越、田 1 筆、48 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅建築により敷地の一部として使用するための転用です。

申請地は、五所川原市役所から南西へ約 1.5km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている、第 2 種低層住居専用地域にある農地であるため、第 3 種農地であると判断されます。

現在、実家に親と同居しているが、子供の成長と共に実家では手狭になるため、住宅新築を計画し土地を探したが、譲渡人の所有する農地を譲り受け新築する際に一部が農地の敷地になるため今回の申請に至りました。会社と保育園にも近く、子供の生活環境が大きく変化しないと判断しました。北・西側は宅地、南側は市道、東側は国道であるが法面整形をし、法面保護を施すことにより土砂の流出を防

ぎます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断されます。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、10ページから12ページを御覧下さい。

議 長 議案第31号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第31号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第31号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題いたします。参与より説明をお願いします。

参 与 13ページをご覧ください。

議案第32号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、利用権設定36件、所有権移転4件です。

14ページ、番号1番から31ページ36番までの利用権設定36件については皆様のお手元にお配りしてあります。農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

32ページ、番号1番から33ページ4番までの所有権移転4件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第32号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、利用権設定18番から25番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定18番から25番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定18番から25番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定18番から25番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番 小野委

員には退席をお願いいたします。

小野委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定18番から25番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定18番から25番について原案のとおり決定いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

議 長 つづきまして、議案第33号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いします。

参 与 34ページをご覧ください。

議案第33号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであります。 件数は4件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字沖飯詰字霞ほ

か、田 2 筆、期間は 8 年。借り賃は 10 a あたり 15,000 円です。受け手の決定理由は、借受人の法人化です。

2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字原子字色吉ほか、田 3 筆、期間は 9 年。借り賃は 10 a あたり 10,000 円です。受け手の決定理由は、借受人の法人化です。

3 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字実吉、田 1 筆、期間は 8 年。借り賃は 10 a あたり 4,000 円です。受け手の決定理由は、借受人の法人化です。

4 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字羽野木沢字三原、田 4 筆、期間は 6 年。借り賃は 10 a あたり 10,000 円です。受け手の決定理由は、借受人の法人化です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸（てんたい）となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策課が選定しています。

議 長 議案第 33 号についての説明が終わりましたので審議いたします。「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、18 番 小野委員には退席をお願いいたします。

小野委員 （退 席）

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第33号について原案
のとおり承認いたします。

18番 小野委員の入室を許可いたします。

以上、議案第30号から議案第33号まで全ての審議
が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたしま
す。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたしま
す。

慎重なご審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(小笠原 進)

1 3 番 委 員

(相馬 孝雄)

1 4 番 委 員
